

定期積金規定

但馬信用金庫

1. (取引時確認)

- (1) 預金口座の開設等には法令で定める取引時確認を行います。
この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

2. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」という。）は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳をお差出しください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

6. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② この積金を第11条第1項により満期日前に解約するときおよび第11条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記第1号、第2号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。
 - A. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利率
 - B. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
 - ④ この計算の単位は1円とします。

7. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数180日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第11条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出た場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が金融犯罪もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、金融犯罪または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

11. (解 約)

- (1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、当該積金等の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認が出来るまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 積金契約者が積金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為
 - E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - F. その他前各号に準ずる行為
- ④ この預金が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ⑥ この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
- ⑦ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑧ 法令で定める取引時確認、または前条第1項もしくは第2項で定める当金庫からの求めによる各種確認への回答や提出された資料が偽りであることが判明した場合
- ⑨ 第4号から前号までのいずれかに該当する合理的な疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種確認や資料の提出の求めに応じない場合
- ⑩ 前条第1項から第3項までに定める取引の制限が解除されないまま1年を経過した場合
- ⑪ 前各号に準じ、預金者との取引を継続することが不適切であると合理的に認められる場合

12. (満期自動解約処理)

第11条第2項の規定に関わらず、この積金のうち、本人口座からの自動振替契約により掛込を行う積金契約者から、新約時に満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了している場合には、次のとおり取扱います。

ただし、満期自動解約処理の依頼を受けたものであっても、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していない場合には第11条第2項の規定に従って解約の手続きを行うものとし、解約金は指定の口座へ入金します。

- (1) この積金は、当初満期日に自動解約され、給付契約金(税引後)の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- (2) 第5条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動的に解約され、掛金残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額(税引後)について、指定の口座へ入金されるものとします。
- (3) 自動解約され、指定の口座へ入金された後は、この積金の通帳は無効になります。

13. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。

これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

14. (印鑑照合)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

19. (準拠法、裁判管轄)

この預金契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上
(2024年11月30日 現在)